



資料 2

青少年の健全育成に関する取組について

青少年行政のあゆみ

取組の変遷

戦後～

- 戦後の荒れた世相を背景とした、浮浪児対策（保護）、児童保護
- 「児童愛護班結成活動要綱」（文部省通達）により児童愛護班結成。
- 昭和24年神奈川県青少年問題協議会設置
- 昭和30年1月「神奈川県青少年保護育成条例」制定
- 昭和36年「地区少年指導員」に改称

少年非行

- 昭和40年代以降、急激な経済成長や都市化に伴い、青少年非行の増加・低年齢化が問題に。
- モーテルの乱立、シンナー・ボンド乱用、暴走族
- 不良文化財や有害環境の氾濫
- 昭和43年制度改正し「青少年指導員」に。（市町村で委嘱された青少年指導員を県が併せて委嘱することに）
- 第1回青少年指導員大会開催

性被害・インターネット

- 昭和50年代以降、氾濫する性産業等による搾取から青少年を守るため条例改正等により順次対応を重ねる。
- 粗暴性、残虐性を有する家庭用ゲームソフト等への対応
- インターネット上の有害情報への対応（フィルタリング徹底のための法律の補完）
- JKビジネスへの対応
- スマホ・SNS普及に伴う自画撮り被害等への対応

こどもまんなか社会へ

- 令和5年4月「こども基本法」施行
- 困難を有する子ども・若者やその家族への支援（ニート、ひきこもり、不登校、虐待、貧困、ヤングケアラーなど）
- 全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活できる（ウェルビーイング）社会を実現

神奈川県の青少年健全育成の取組み

青少年保護育成条例

- 有害図書類・有害がん具類
- 深夜外出、深夜営業の立入制限
- 性被害防止（淫らな性行為・わいせつな行為の禁止、ブルセラ・出会い系喫茶対策、自画撮り要求禁止など）
- インターネット有害情報対策（フィルタリング徹底）など

喫煙飲酒防止条例

- 法で禁止される20歳未満の飲酒・喫煙防止を徹底する
- （販売者に青少年と思料される購入者への証明書による年齢確認を義務化）…法律の補完

普及啓発

- 児童福祉審議会社会環境部会
- かながわ社会環境健全化推進会議
- 街頭キャンペーン
- 普及啓発
- 神奈川県青少年健全育成推進業界協議会

地域活動

- 神奈川県青少年指導員
- 地域青少年指導員連絡協議会

青少年関係団体の支援

- 神奈川県子ども会連絡協議会を通してジュニアリーダー・シニアリーダーの育成を支援
- ボーイスカウト等（知事：日本ボーイスカウト神奈川連盟長）

神奈川県の青少年の人口

(I) 人口

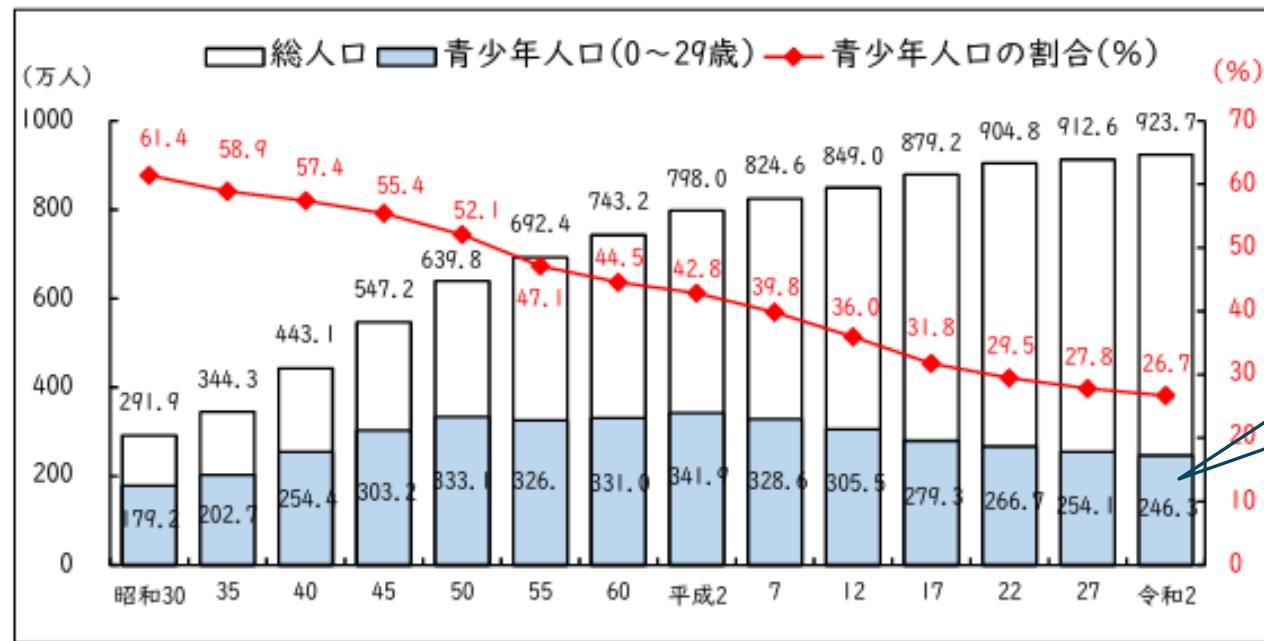
ア 全国と神奈川県の人口

総務省が毎年行っている「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」の調査によると、令和5年1月1日時点の全国人口は125,416,877人（うち外国人2,993,839人）で、神奈川県の総人口は9,212,003人（うち外国人239,301人）でした。

イ 神奈川県の青少年人口の推移

総務省が5年ごとに行っている国勢調査によると、昭和30年には神奈川県の青少年（0～29歳）人口の割合が61.4%でしたが、以後減少を続けています。

<図 I-I-1 人口の推移（神奈川県）>

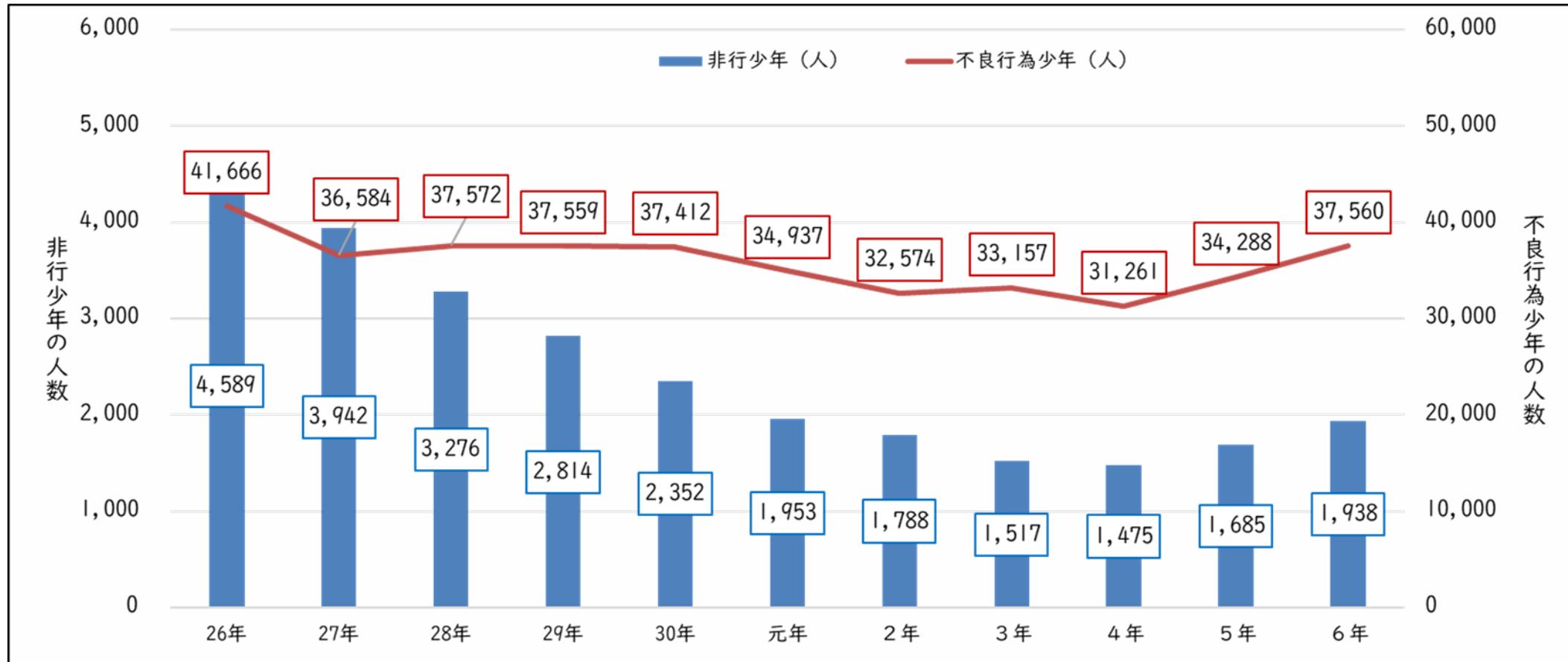


0歳～29歳の人口：約246万人

（うち18歳未満127万9,575人（R 5時点））

出典：かながわの青少年2024
神奈川県青少年白書〈令和6年度版〉

神奈川県の非行少年等の検挙・補導状況



※ 非 行 少 年：犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年の総称

犯 罪 少 年：罪を犯した14歳以上20歳未満の少年

触 法 少 年：刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年

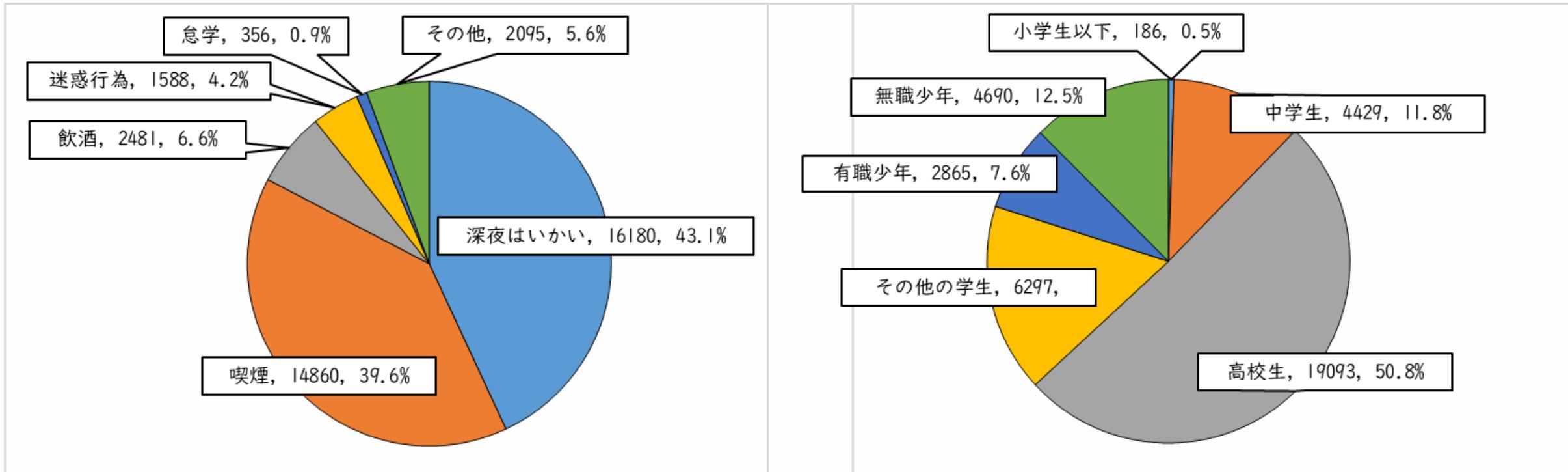
ぐ 犯 少 年：保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があり、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年
(18歳、19歳は除く)

不 良 行 为 少 年：非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年

出典：少年非行の概要（令和6年中）より青少年課作成

神奈川県の不良行為少年の状況

令和6年中における不良行為少年の状況（神奈川県）

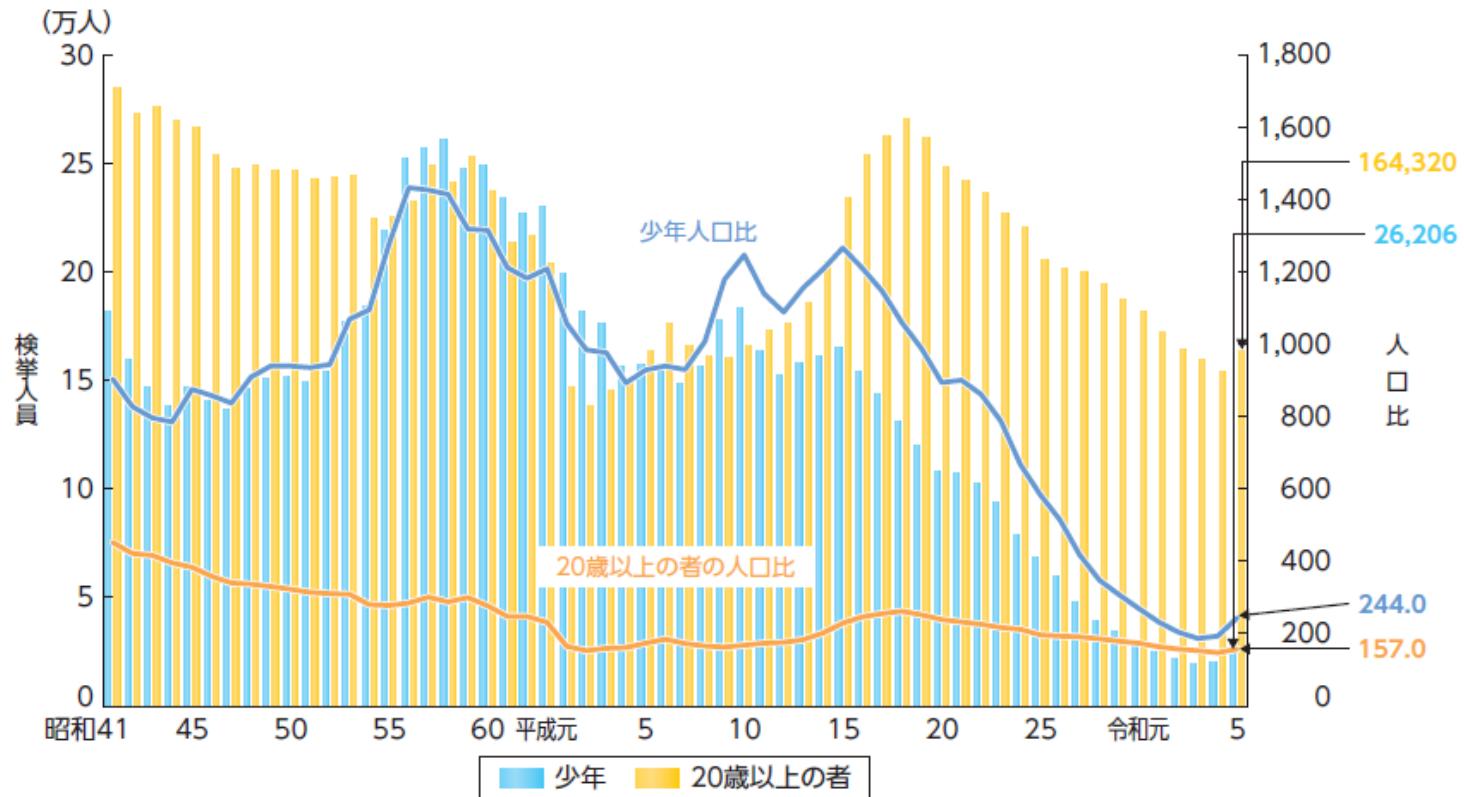


出典：少年非行の概要（令和6年中）より青少年課作成

全国の刑法犯の少年人口比

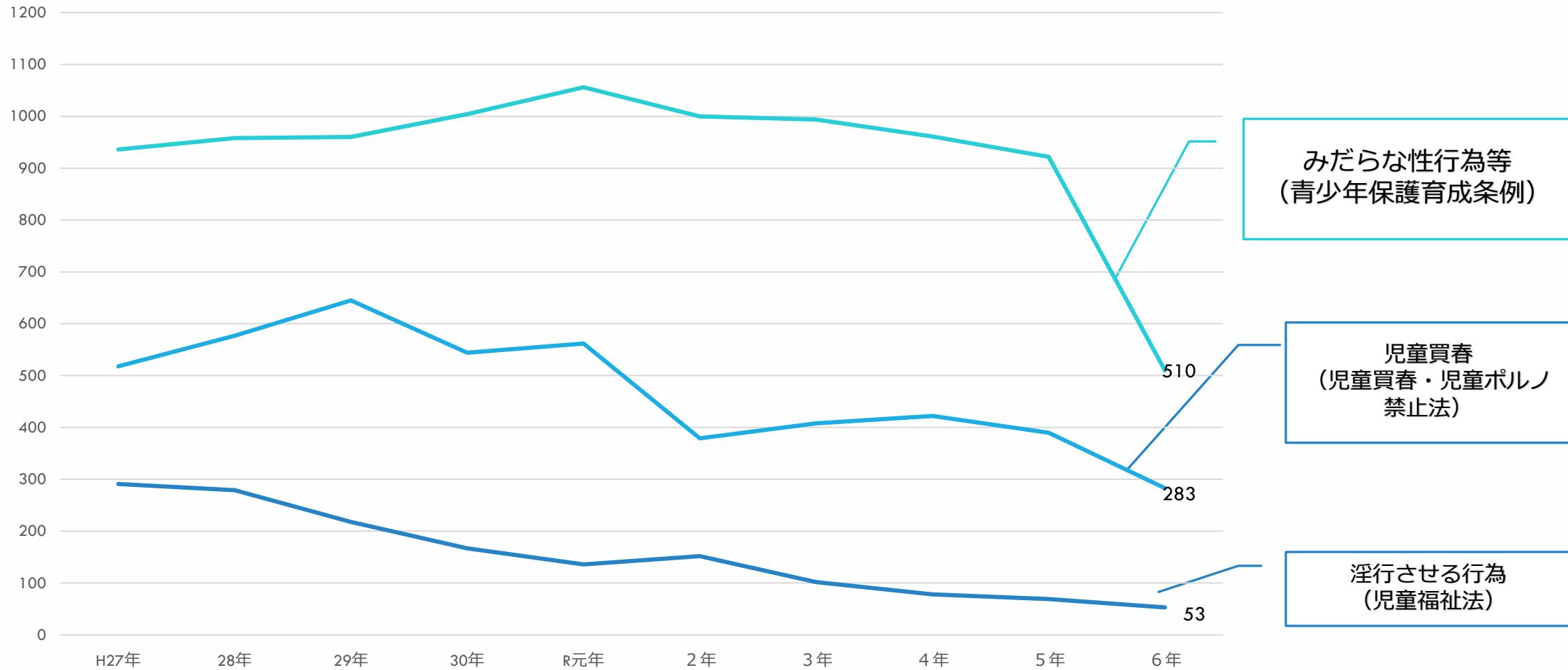
② 刑法犯

(昭和41年～令和5年)



- 注
 1 警察庁の統計、警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者は、20歳以上の者として計上している。
 3 触法少年の補導人員を含む。
 4 「少年人口比」は、10歳以上の少年10万人当たりの、「20歳以上の者の人口比」は、20歳以上の者10万人当たりの、それぞれの検挙人員である。
 5 ①において、昭和40年以前は、道路上の交通事故に係らない業務上（重）過失致死傷はもとより、道路上の交通事故に係る業務上（重）過失致死傷についても、「刑法犯」に含めて計上している。
 6 ①において、昭和45年以降は、過失運転致死傷等による触法少年を除く。

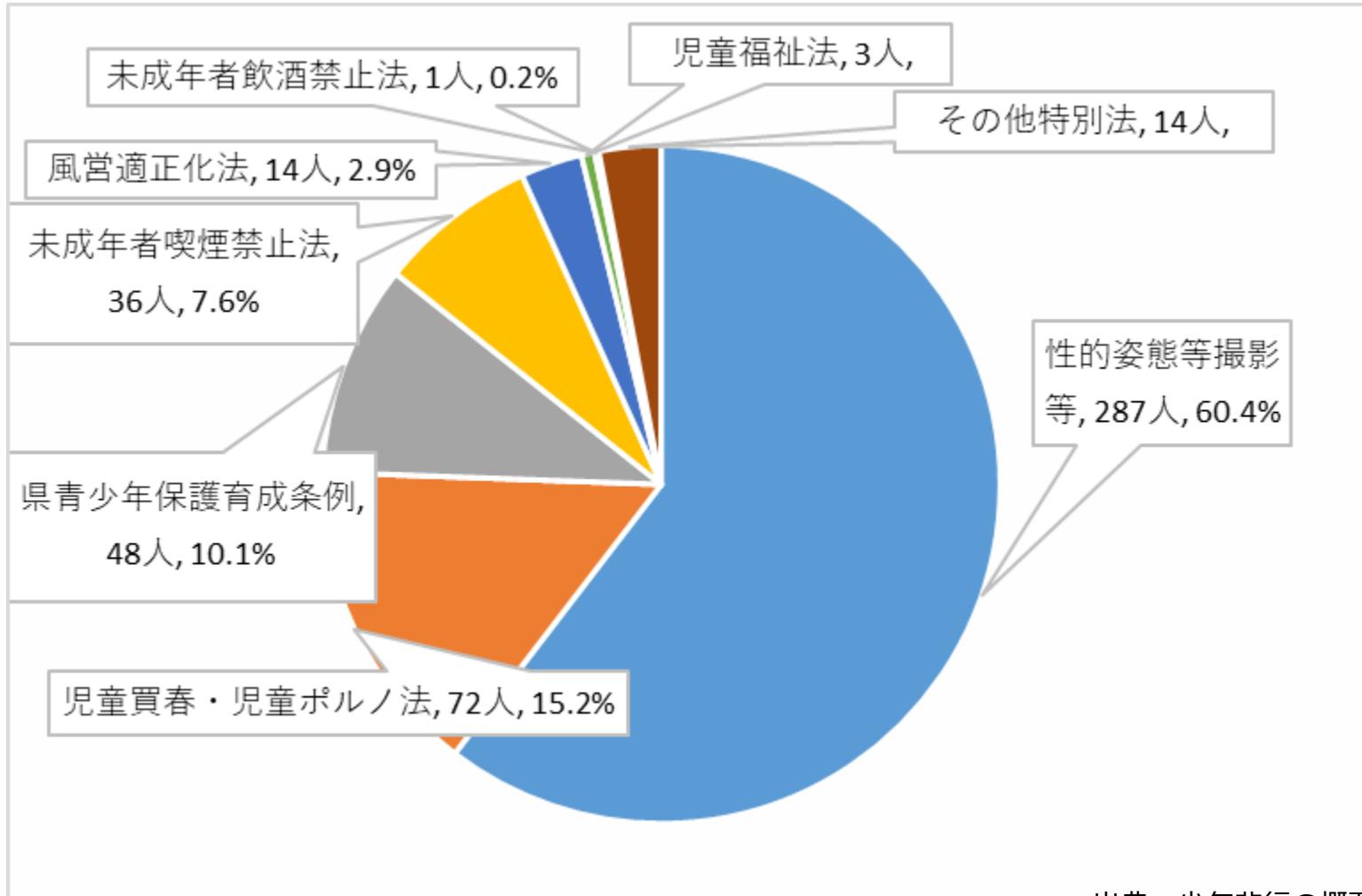
全国の被害児童数の推移（福祉犯関係）



出典：令和6年における少年非行及び子供の性被害の状況（警察庁ホームページ）より作成

神奈川県の福祉犯による被害少年の法令別状況

令和6年中における福祉犯による被害少年（計475人）の法令別状況

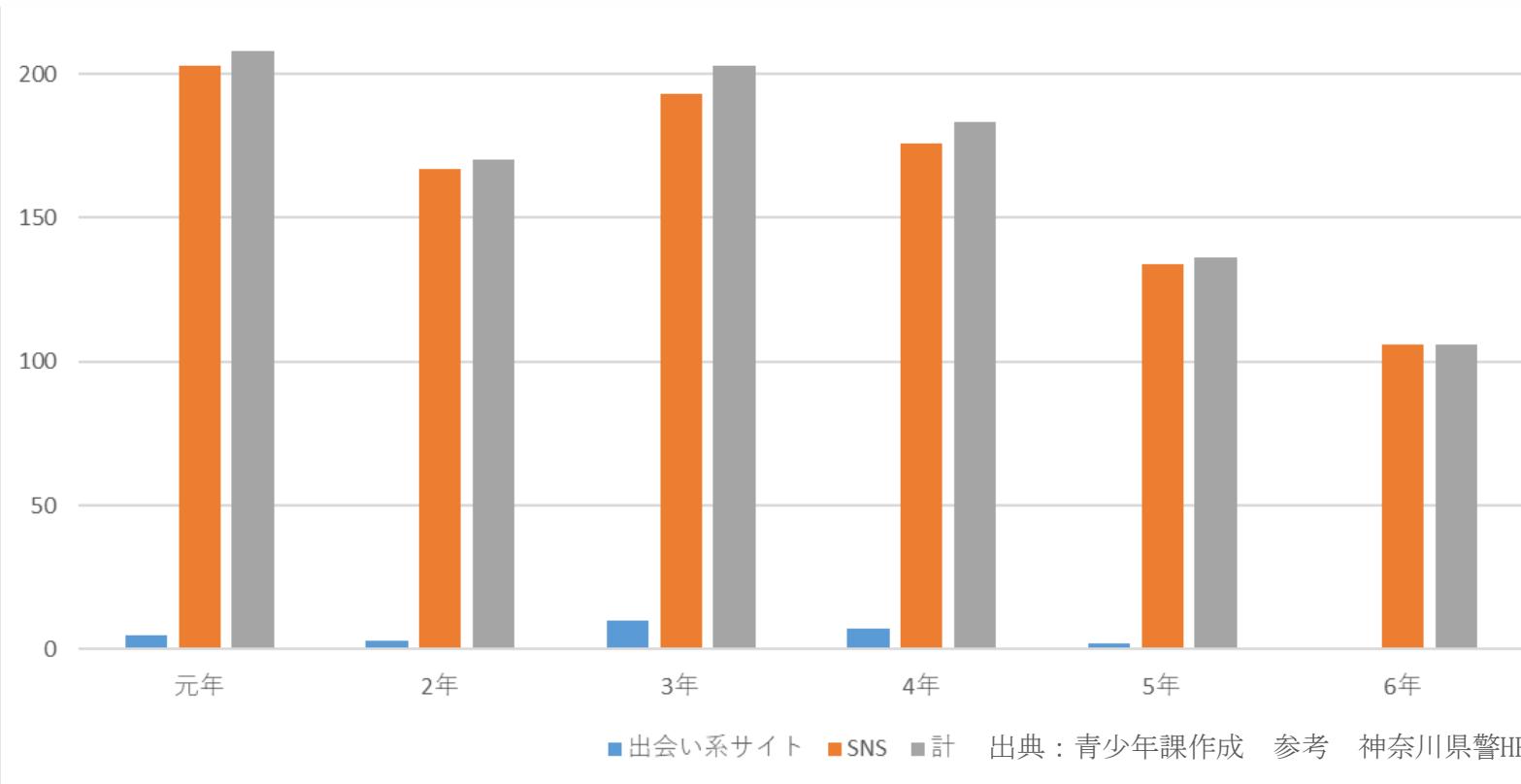


出典：少年非行の概要（令和6年中）より青少年課作成

SNSから犯罪被害にあった18歳未満の子ども（神奈川県）

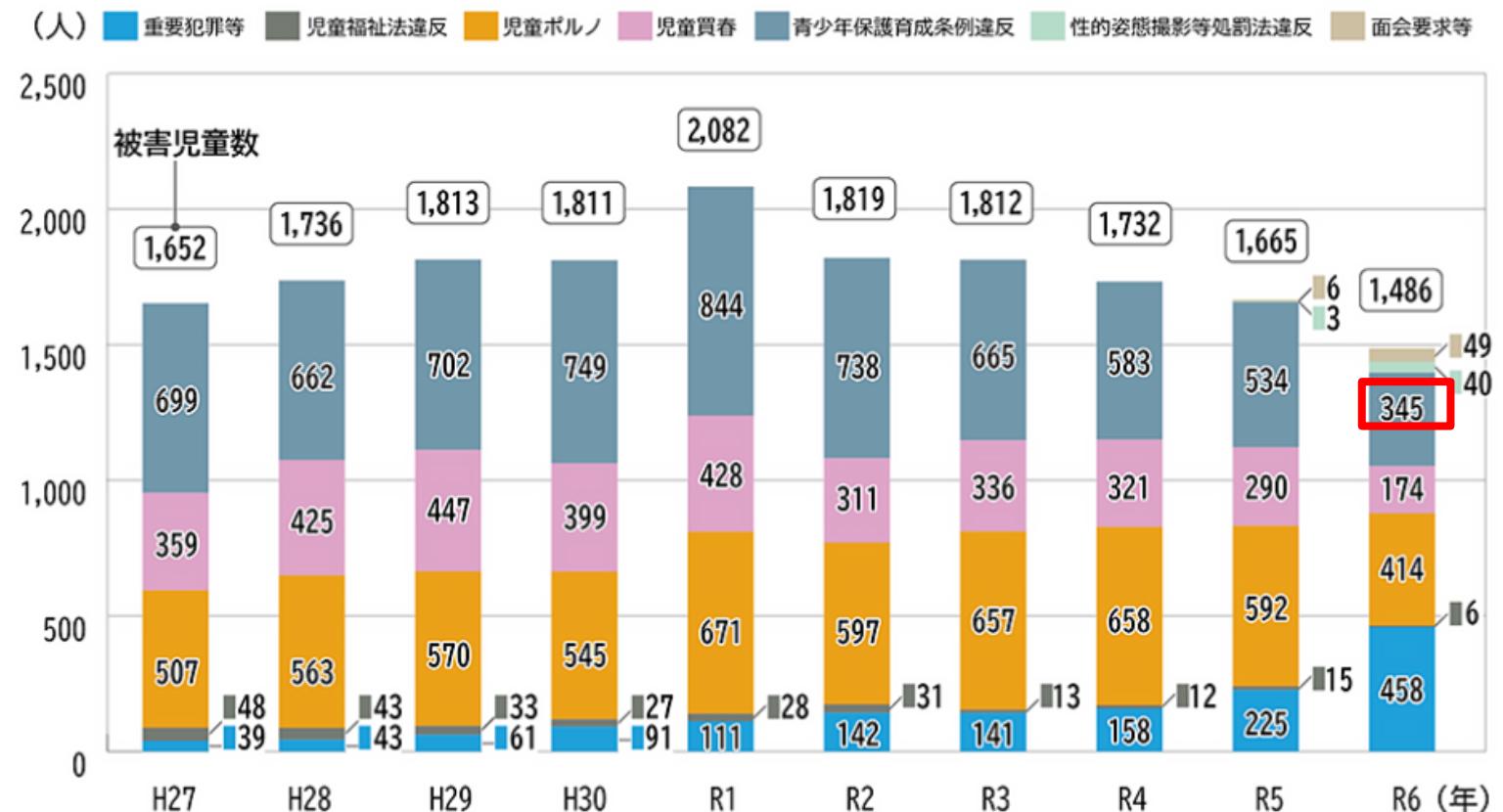
出会い系サイト及びSNSに起因する事犯の被害児童の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
出会い系サイト	5	3	10	7	2	0
SNS	203	167	193	176	134	106
計	208	170	203	183	136	106



SNSから犯罪被害にあった18歳未満の子ども（全国）

被害児童数の推移



資料：警察庁「令和6年における少年非行及び子供の性被害の状況」から政府広報室作成

被害に遭った子どもがSNSにアクセスする際に利用した端末については、スマホが圧倒的に多く令和6年（2024年）には全体の97.5%を占めています。

出典：政府広報オンライン（子どものスマホ利用を安全に！ネット犯罪から守るには？）10

青少年のインターネットの利用状況

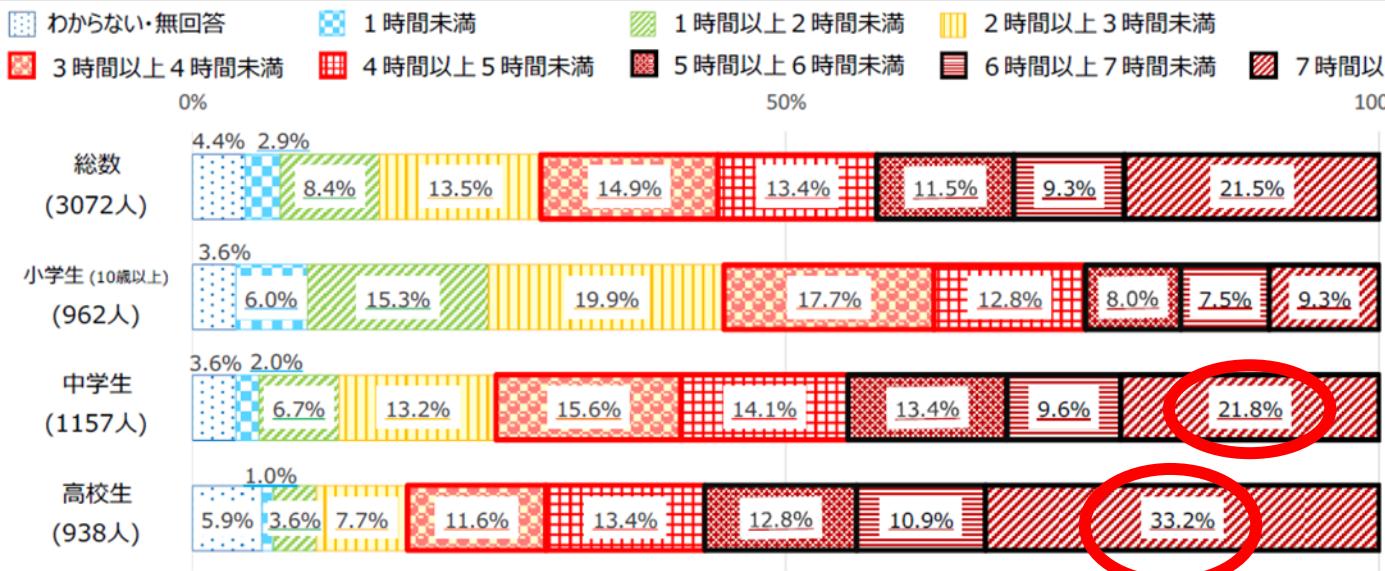
15

概要10 青少年のインターネットの利用状況 - 4 (利用時間)

いずれかの機器でインターネットを利用していると回答した青少年をベースに集計

- インターネットを利用すると回答した青少年の平均利用時間は、前年度と比べ約5分増加し、約5時間2分。
高校生は、約6時間19分。中学生は、約5時間2分。小学生（10歳以上）は、約3時間44分。
- 目的ごとの平均利用時間は趣味・娯楽が最も多く、約3時間1分。

青少年のインターネットの利用時間（利用機器の合計／平日1日あたり）

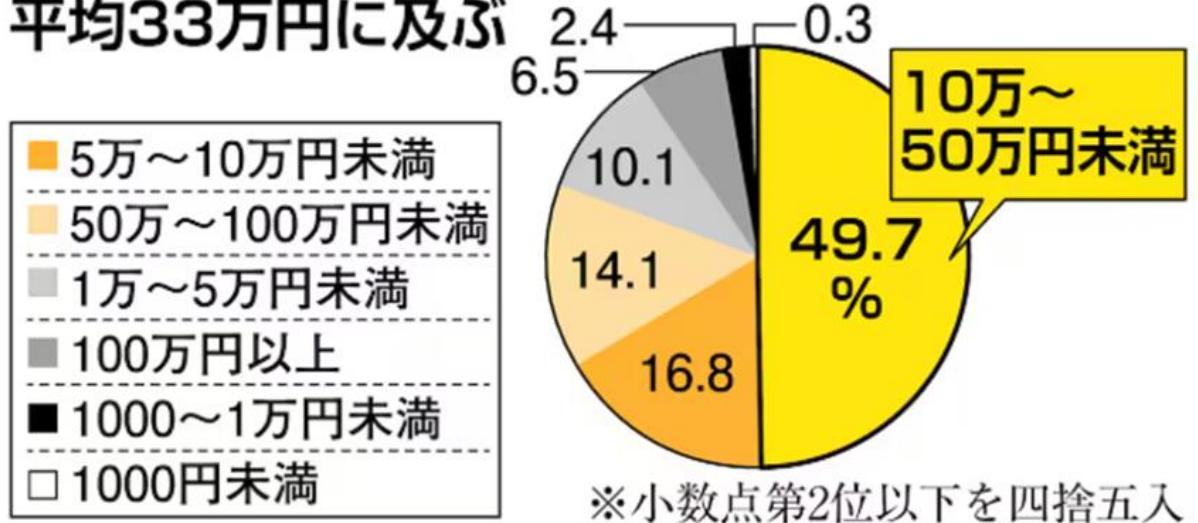


	令和6年度			令和5年度			令和4年度		
	平均利用時間	3時間以上の割合	5時間以上の割合	平均利用時間	3時間以上の割合	5時間以上の割合	平均利用時間	3時間以上の割合	5時間以上の割合
302.3分 (約5時間2分)	70.7%	42.3%	296.9分 (約4時間57分)	70.8%	40.1%	280.5分 (約4時間41分)	67.3%	37.4%	
223.9分 (約3時間44分)	55.2%	24.7%	226.3分 (約3時間46分)	57.3%	24.0%	213.7分 (約3時間34分)	52.7%	24.2%	
302.3分 (約5時間2分)	74.4%	44.8%	282.1分 (約4時間42分)	71.8%	39.7%	277.0分 (約4時間37分)	69.9%	36.7%	
379.4分 (約6時間19分)	81.9%	56.8%	374.2分 (約6時間14分)	81.4%	54.4%	345.0分 (約5時間45分)	78.0%	50.2%	

出典：子ども家庭庁ホームページ 青少年のインターネット利用環境実態調査

子どものゲーム課金トラブル

国民生活センターへの無断課金の相談は
平均33万円に及ぶ



依存症のケースも

無断課金が横行する背景について、子供のスマホ依存の問題に詳しい兵庫県立大の竹内和雄教授は「今はオンラインゲームが当たり前。1人が無断課金に成功すると仲間内でその方法を共有してしまう」と指摘する。

センターへの相談事例では、ゲームのやり過ぎで社会生活が困難になる依存症「ゲーム障害」に陥っている子供も多く、専門的な治療を受けなければ根本的な解決にはならない可能性があるという。竹内氏は「食事時はスマホを触らないなど家庭内でスマホと一定の距離を保つためのルールを作り、子供だけでなく親も一緒に実行することが重要だ」と話している。（倉持亮）

青少年の健全育成に関する取組

1 青少年保護育成条例・青少年喫煙飲酒防止条例に係る取組

2 普及啓発

3 地域活動

4 青少年関係団体の支援

1 青少年保護育成条例・青少年喫煙飲酒防止条例に係る取組

1 青少年保護育成条例・青少年喫煙飲酒防止条例に係る取組

立入調査とは

- 立入調査は、条例の規定が適正に運用されているか確認し、青少年の被害を防止するために必要な行政指導等の措置を講じるために行うもの
- 犯罪捜査を目的としたものではないため、調査にあたっては、相手側の任意の協力を得られるように必ず承諾を得て実施
- 県青少年課、県政総合センターが実施（一部対象店舗については事務処理特例により市に権限移譲）
- 有害役務提供営業施設については県警とも連携

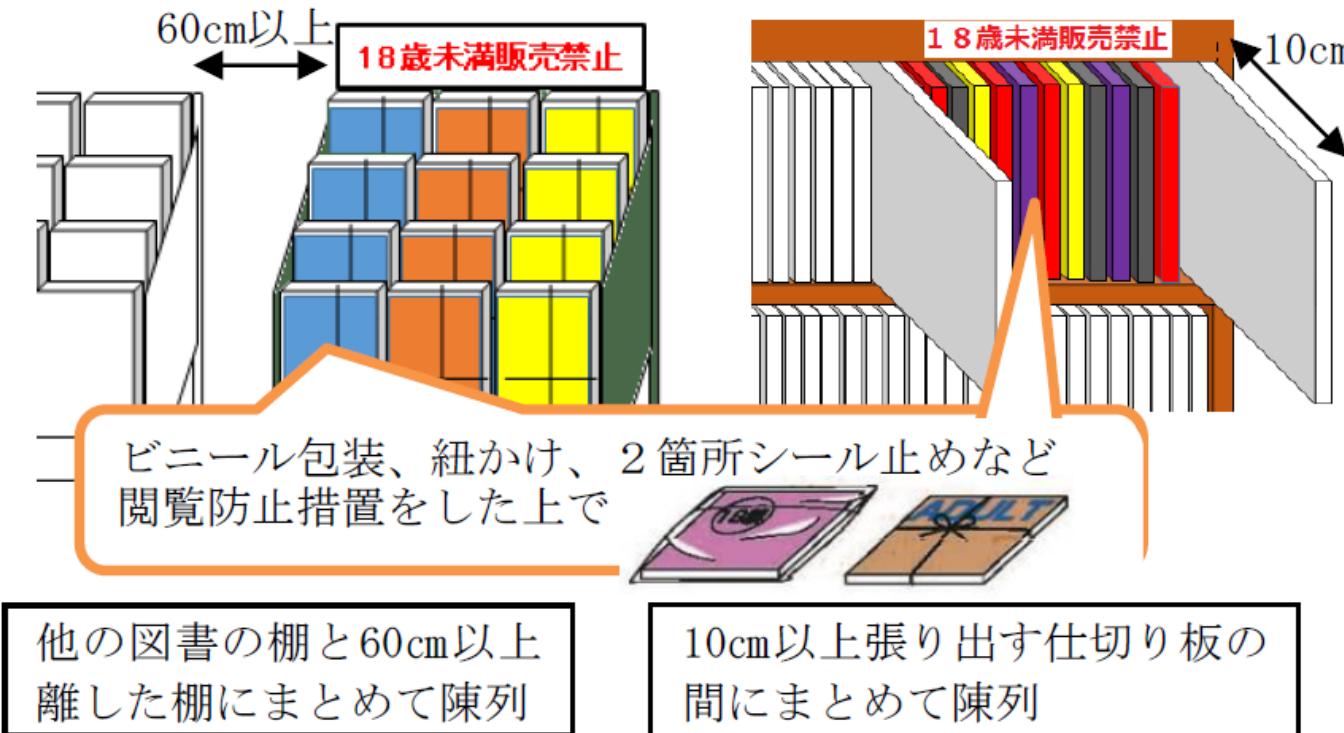
令和6年度調査

	立入調査実績	指導実績
青少年保護育成条例 (書店、ゲームソフト、個室営業施設、有害役務提供営業施設等)	240	55
青少年喫煙飲酒防止条例 (対面、自販機)	74	0
合計	314	55

1 青少年保護育成条例・青少年喫煙飲酒防止条例に係る取組

立入調査（書店）：県内の書店等に職員が出向き、陳列状況の確認や店員にヒアリング

【有害図書類等の陳列方法】



1 青少年保護育成条例・青少年喫煙飲酒防止条例に係る取組

立入調査（コンビニ、ネットカフェ、カラオケ等）

県警からの福祉犯発生状況の情報提供に基づき

随時の立入調査を実施

（地域によっては県政地域総合センターと協力）

立入調査（ゲームソフト販売）

立入調査（有害役務提供営業施設）：県警と連携して調査

1 青少年保護育成条例・青少年喫煙飲酒防止条例に係る取組

有害興業の指定

R6年度：45件 R7年度：27件（11月4日時点）

自動販売機の調査

（成人識別装置の確認）



1 青少年保護育成条例・青少年喫煙飲酒防止条例に係る取組

青少年健全育成推進店

青少年健全育成推進店について

青少年健全育成推進店とは

青少年に関する法令及び条例を遵守するとともに、「神奈川県青少年健全育成推進業界協議会（以下、「業界協議会」という）」に加盟する各団体が取組んでいる自主規制についても、積極的に実施している店舗などを「青少年健全育成推進店」として認定し、下図のステッカーを交付しています。



団体名（業種）	自主規制等の取組	推進店
神奈川県興行生活衛生同業組合（映画館・劇場）	映倫の基準に沿って、4段階の年齢制限 青少年の深夜入場禁止	37店
神奈川県小売酒販組合連合会（酒類販売）	年齢識別装置のない自動販売機の撤廃 対面販売時の年齢確認の励行	799店
神奈川県カラオケボックス協会（カラオケボックス）	年齢確認の実施 年齢に応じた利用時間の制限 20歳未満の喫煙飲酒防止対策、補導活動への協力 開口部と明るさの確保 有害設備および器具の設置禁止 薬物、可燃物、危険物の持込禁止等	252店
神奈川県美容業生活衛生同業組合（美容院）	有害図書類の備え付けの自粛	1,269店
神奈川県遊技場協同組合（パチンコ店）	青少年の入場を禁止 入場禁止の表示を掲出	333店
神奈川県印刷工業組合	ピンクチラシ等の印刷受注を自粛	144店
日本複合力フェ協会（インターネットカフェ・まんが喫茶）	年齢確認および年齢に応じた利用時間の制限 18歳未満のフィルタリング席利用 20歳未満の喫煙飲酒防止対策、補導活動への協力 有害図書類の区分陳列 薬物、可燃物、危険物の持込禁止等	2店
日本チェーンドラッグストア協会	酒類・たばこ提供時の年齢確認	569店

1 青少年保護育成条例・青少年喫煙飲酒防止条例に係る取組

喫煙飲酒防止、深夜外出禁止のチラシ



1 青少年保護育成条例・青少年喫煙飲酒防止条例に係る取組

スイングPOP、ポケットティッシュ



**年齢確認には
顔写真付きの証明書が
必要になります**



1 青少年保護育成条例・青少年喫煙飲酒防止条例に係る取組

出前講座

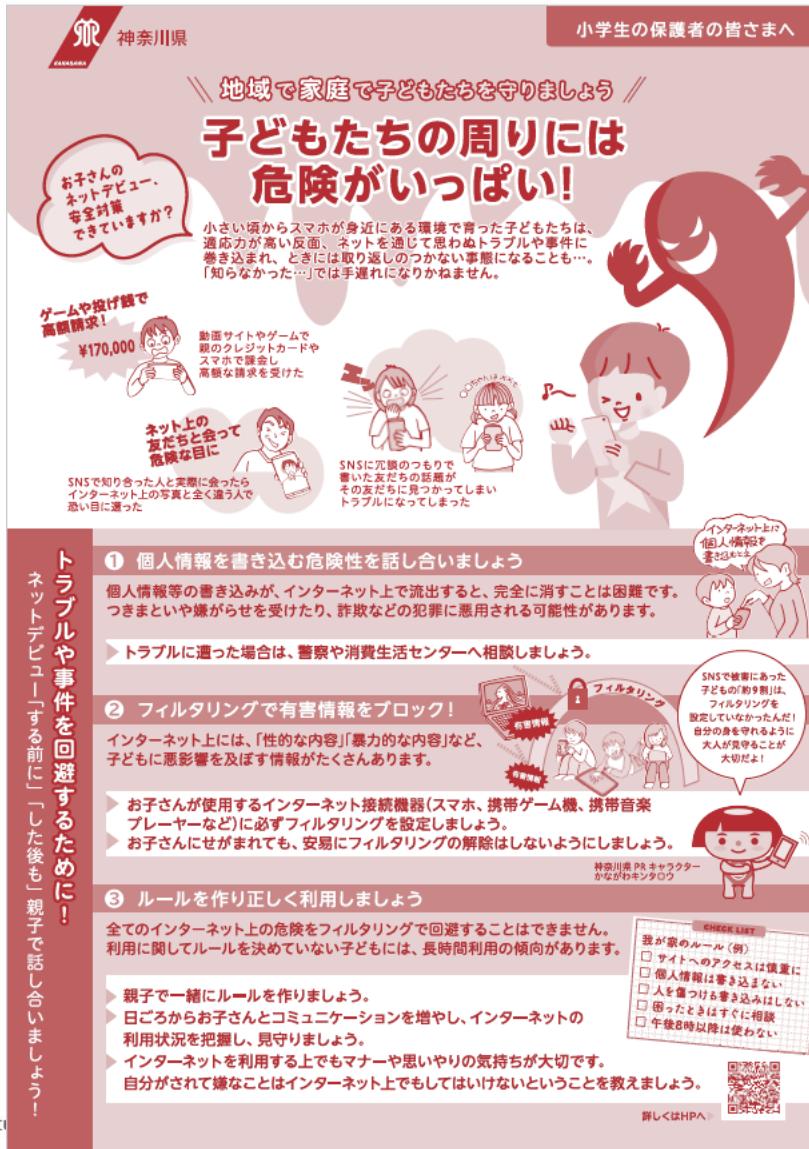
県民、学校等からの申込により、条例の解説や
青少年のインターネット利用に関する講義を実施
直近ではスマホ、SNSのトラブルのテーマ希望が
多い。

概要	
対象	青少年の健全育成に携わる団体の会合や研修等 学校の授業や保護者会等
日時	平日9時から17時まで
説明時間	30分～1時間程度
場所	県内ならどこでも可能
費用	無料
実績	R6：6件、R7：6件（10月1日現在）



1 青少年保護育成条例・青少年喫煙飲酒防止条例に係る取組

小学1年生の保護者向け、中学1年生の保護者向けチラシ



1 青少年保護育成条例・青少年喫煙飲酒防止条例に係る取組

保護者向けスマホ利用リーフレット

困ったときの相談窓口

かながわ子ども・若者総合相談センター
ひきこもりや不登校、人間関係などの様々な悩みを有する子どもや、そのご家族からの相談に応じています。
☎ 045-242-8201
火曜日～日曜日(月曜日、年末年始を除く)
9:00～12:00 / 13:00～16:00

県警察ユーステレホンコーナー
☎ 0120-45-7867(ヨイコ ナヤムナ)
平日 8:30～17:15
(土・日・祝日・12月29日から1月3日を除く)
☎ 045-641-0045(マルマルヨイコ)

LINE相談も実施しています!

消費者ホットライン
(局番なし) **188** 番(イヤヤ)
※身近な消費生活相談窓口につながります。

インターネット上の有害・違法情報の通報

インターネット・ホットラインセンター
警察への情報提供、サイトの管理者等への送信防止措置の依頼ができます。

お役立ちホームページ

<神奈川県消費生活課>
インターネットの危ない世界を体験しよう! PART2
スマートフォン・タブレット編
「インターネットの危ない世界」を疑似体験し、トラブルを未然に防ぎましょう!

<神奈川県警察本部>
インターネットを正しく使うためには
インターネットの正しい使い方や、ペアレンタルコントロールについて掲載しています。
神奈川県警察少年育成課X(旧Twitter)
@KPP_Ikusei

<神奈川県青少年課>
青少年のインターネットの利用
青少年のSNSトラブル防止
動画や啓発リーフレットを掲載しています。

青少年の健全育成に係る出前講座のご案内
神奈川県青少年課では、青少年のインターネット利用や青少年保護育成条例などについて、「出前講座」を実施しています!

お申込みは
県HPから

[問合せ先] 神奈川県青少年課(地域環境グループ) ☎ 045-210-3848 (直通)

令和7年10月作成

神奈川県

保護者の皆さんへ

スマホやSNSと上手に付き合おう

親子で一緒に“わが家のルールづくり”を!



STOP!
(スマホトラブル)

自撮り被害
ネットいじめ
学年
個人情報
漏えい
ゲーム障害(依存症)
違法・有害情報へのアクセス
課金トラブル・スマホ依存

「親が見ていなくてもきちんと使えるだろう」は、**とても危険です!**
お子さんの**スマホ利用**を見守りましょう!

お手をチェック!

神奈川県・神奈川県警察

トラブルを避けるポイントは?→

1 青少年保護育成条例・青少年喫煙飲酒防止条例に係る取組

インターネットの有害情報防止対策、SNSトラブル防止



ホーム > 教育・文化・スポーツ > 教育の安全・安心 > 青少年の健全育成 > かながわの青少年行政 > 青少年のインターネットの利用 >

SNSトラブル防止動画

青少年のSNSトラブルを防止するための動画を作成しました。

動画一覧

[ちょっと待って！何気ない「SNSへの写真投稿」](#)



[気をつけて！「スマホのハマり過ぎ」](#)



[アプリを入れただけなのに](#)



[ハマりすぎには要注意！！依存症ってなに？](#)



[りかちゃん危うし！？自撮り被害に気をつけて](#)



[りかちゃんがSNS被害者に！？犯人の正体は？](#)



2 普及啓発

2 普及啓発

かながわ社会環境健全化推進会議

項目	概要		
目的	青少年の健全な育成に望ましい社会環境をつくるため、 <u>民間と県・市町村の連携と共同による県民運動を展開し、社会環境健全化に寄与すること</u>		
構成員 (34団体)	<p>【青少年指導者等（6団体）】</p> <p>神奈川県青少年指導員連絡協議会 神奈川県少年補導員連絡協議会 神奈川県民生委員児童委員協議会 神奈川県保護司会連合会 社会を明るくする運動神奈川県推進委員会 神奈川県薬物乱用防止指導員協議会</p> <p>【PTA関係団体（6団体）】</p> <p>神奈川県立高等学校PTA連合会 神奈川県PTA協議会 横浜市PTA連絡協議会 川崎市PTA連絡協議会 神奈川県私学保護者会連合会 神奈川県私立幼稚園父母の会連合会</p>	<p>【教育機関等（9団体）】</p> <p>県立学校長会議 神奈川県市立高等学校長会 神奈川県公立中学校長会 (一財)神奈川県私立中学高等学校協会 神奈川県公立小学校長会 神奈川県私立小学校協会 神奈川県公立幼稚園・こども園協会 (公社)神奈川県私立幼稚園連合会 (一社)神奈川県保育会</p> <p>【関係業界等（5団体）】</p> <p>神奈川県青少年健全育成推進業界協議会 (一社)神奈川県商工会議所連合会 (公社)神奈川県薬剤師会 株式会社神奈川新聞社 株式会社テレビ神奈川</p>	<p>【行政機関（8団体）】</p> <p>横浜市こども青少年局 川崎市こども未来局 相模原市こども・若者未来局 神奈川県くらし安全防災局 神奈川県教育委員会教育局 神奈川県警察本部生活安全部 神奈川県福祉子どもみらい局 神奈川県健康医療局</p>
主な取り組み	<p>かながわ青少年みらいフォーラム 社会環境健全化推進街頭キャンペーン (その他青少年関係団体等との連絡・調整)</p>		

2 普及啓発

かながわ青少年みらいフォーラムの概要

令和7年度	
日 時	令和7年7月27日（日）13時～16時20分
場 所	横浜開港記念会館（講堂、会議室1～5号室）
主 催	県、横浜市
共 催	かながわ青少年社会環境健全化推進会議
目 的	<ul style="list-style-type: none">・青少年支援の場へ子ども目線を取り入れるため。・青少年関係者（かながわ青少年社会環境健全化推進会議）の連携を強化するため。
テ マ	スマホ（SNS、ゲーム、インターネット）との上手な付き合い方
参 加 者	地域の子ども及び大人（92名） 大学生ファシリテーター
プロ グラム	基調講演（文教大学情報学部教授 池辺先生） グループワーク ポスターセッション 講評・まとめ



2 普及啓発



基調講演、講評

- ・外部講師（有識者）による法令、統計データ、他国の状況など解説、参加者は専門的な知識を知ることができた。
- ・最後に各グループの講評や参加者との質疑応答を行うことで、第三者の視点による総括ができた。



グループワーク

- ・中高生、地域の大人、大学生（ファシリテーター）と世代を超えた意見交換ができたと参加者に好評
- ・一方で議論や発表資料作成の時間がもっと欲しいとの意見もあった。
- ・当日使用した教材資料やワークシートを各学校や団体で活用することも可能。

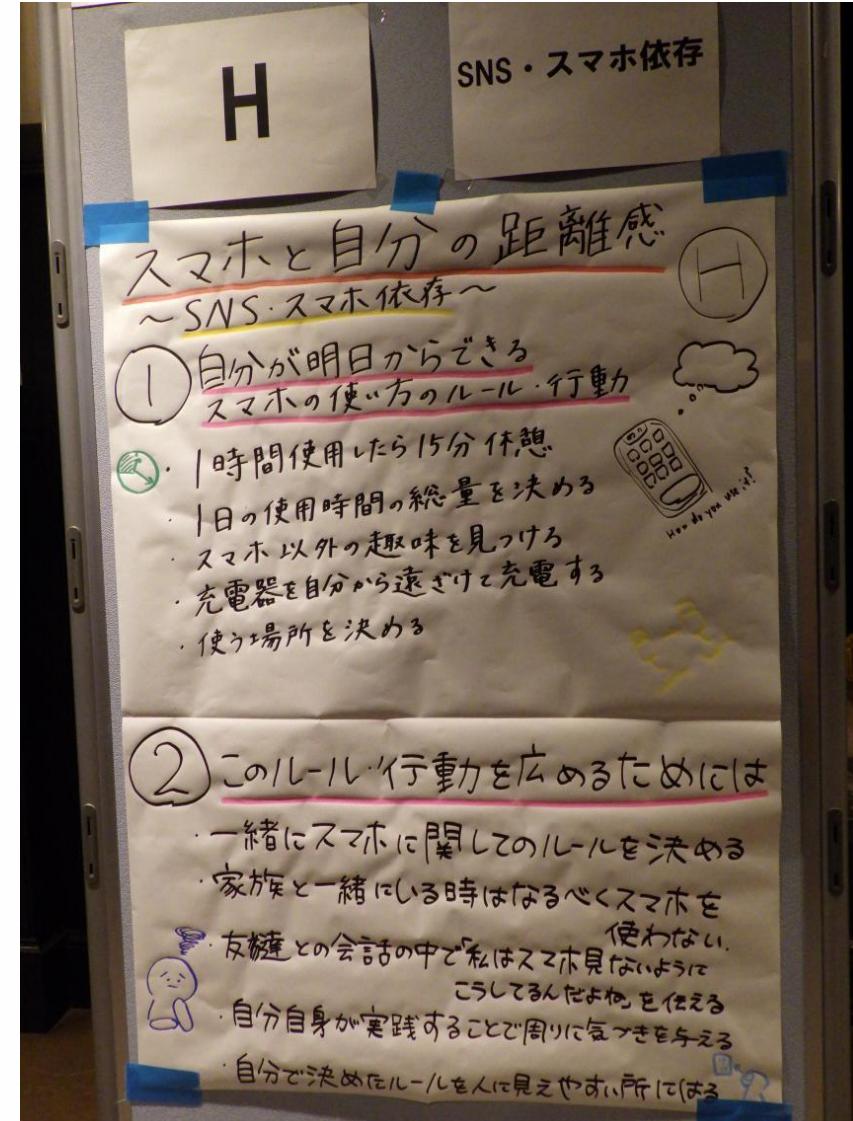
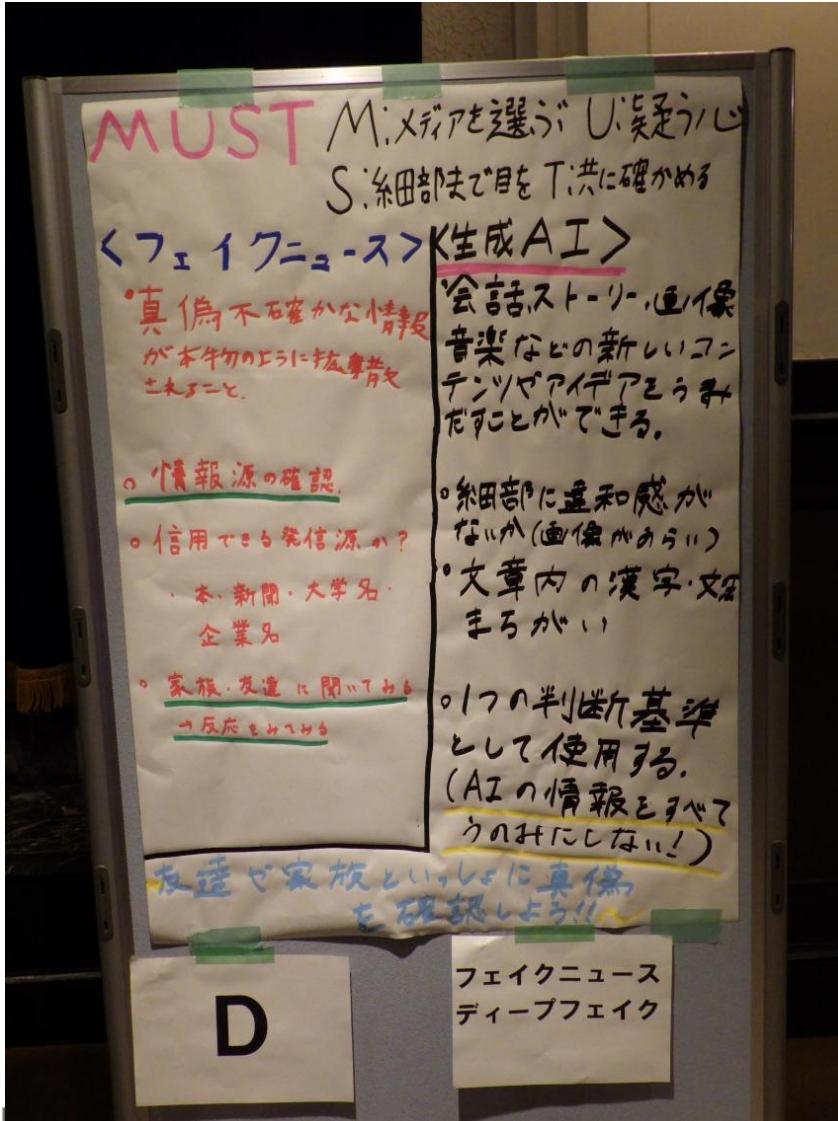


ポスターセッション

- ・模造紙にマジックや付箋で自由に記載して発表資料作成、グループごとに個性的な発表が可能
- ・中高生が大人と質疑応答することで、双方が考えをより深めることができた
- ・複数グループが同時並行で発表できるメリットはあるが、グループ数が多く、全部見れなかつたとの声も

2 普及啓発

かながわ青少年みらいフォーラムで、こどもたちが自身で考えたルール



2 普及啓発

民間団体の協力

神奈川県遊技場協同組合及び神奈川福祉事業協会から、青少年健全育成のための啓発用クリアファイル40,000部の寄附
街頭キャンペーンや県内市町村を通じて県民に配布



**スマホやSNSと
上手に付き合おう**
親子で一緒に“我が家ルールづくり”を！

知って防ごう！スマホの危険

闇バイト スマホ依存 なりすまし 誘い出し STOP! スマホトラブル 個人情報漏えい 白画面被害 ネットいじめ

神奈川県ホームページ「青少年のインターネット利用について」

神奈川県遊技場協同組合
神奈川福祉事業協会
-オンラインカジノによる賭博は犯罪です-

横浜DeNAベイスターズは
かながわの青少年を応援します！

A grid of eight photographs of baseball players in blue and white uniforms, each with a number and name below it:

- #11 KATSUKI AZUMA
- #50 YUUDAI YAMAMOTO
- #7 KEITA SANO
- #2 SHUGO MAKI
- #6 KEITO MORI
- #1 MASAYUKI KUWAHARA

YOKOHAMA BAYSTARS

2 普及啓発

社会環境健全化推進街頭キャンペーンの概要

令和7年度

川崎会場

日時：令和7年7月23日（水曜日）

場所：川崎駅 駅前広場

内容：クリアファイル、チラシ、ボールペンの配布 約1,500部

横浜会場

日時：令和7年7月29日・31（火曜日・木曜日）

場所：関内駅 駅前広場

内容：クリアファイル、チラシの配布 各日4,000部

※7月は「青少年の被害・非行防止全国強調月間」



神奈川県青少年健全育成推進業界協議会

関係業界における自主規制等の推進、普及啓発の連携

団体名	業界で実施する青少年の健全育成のための自主規制	関係法令・条例
神奈川県興行生活衛生同業組合	<ul style="list-style-type: none">映倫基準に沿って、4段階の制限（誰もが観覧できる、12歳未満は親又は保護者の助言・指導が必要、15歳以上が観覧できる、18歳以上が観覧できる）青少年の深夜入場禁止（終了時間が午後11時以降のものも含む）	<ul style="list-style-type: none">興行場法児童福祉法神奈川県青少年保護育成条例
神奈川県小売酒販組合連合会	<ul style="list-style-type: none">従来型自販機の撤廃（平成7年中央会決議）対面販売時の年齢確認の励行	<ul style="list-style-type: none">二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止二関スル法律酒税法神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例
神奈川県たばこ商業協同組合連合会	<ul style="list-style-type: none">自販機への成人識別装置導入の促進（※ICカード（タスコ）発行の促進）対面販売時の年齢確認の励行	<ul style="list-style-type: none">二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止二関スル法律たばこ事業法神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例
神奈川県書店商業組合	<ul style="list-style-type: none">有害図書類の区分陳列の実施18歳未満者への販売禁止表示成人向け図書販売時の年齢確認	<ul style="list-style-type: none">神奈川県青少年保護育成条例
神奈川県古書籍商業協同組合	<ul style="list-style-type: none">成人向け図書販売時の年齢確認有害図書類の区分陳列の実施古書持ち込みの際の年齢確認、保護者承諾の確認	<ul style="list-style-type: none">古物営業法神奈川県青少年保護育成条例
日本塗料商業組合神奈川県支部	<ul style="list-style-type: none">管理販売の徹底（シンナー、トルエン等）	<ul style="list-style-type: none">毒物及び劇物取締法
日本チェーンストアー協会関東支部	<ul style="list-style-type: none">酒類、たばこ販売時の年齢確認の励行	<ul style="list-style-type: none">二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止二関スル法律二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止二関スル法律神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例
神奈川県カラオケボックス協会	<ul style="list-style-type: none">年齢の確認利用時間の制限（16歳未満は午後6時以降、18歳未満は午後10時以降。保護者同伴の場合は11時まで認める）20歳未満の喫煙飲酒防止対策、補導活動への協力開口部の確保と明るさの確保有害設備および器具の設置禁止薬物、可燃物、危険物の持ち込み禁止など	<ul style="list-style-type: none">風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律神奈川県青少年保護育成条例
神奈川県アミューズメント施設業者協会	<ul style="list-style-type: none">年少者（18歳未満）の入場時間制限、表示の掲出「子ども110番の店」制度の推進（子どもの駆け込み寺）	<ul style="list-style-type: none">風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
神奈川県喫茶飲食生活衛生同業組合	<ul style="list-style-type: none">酒類、たばこ提供時の年齢確認	<ul style="list-style-type: none">二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止二関スル法律二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止二関スル法律
神奈川県社交飲食業生活衛生同業組合	<ul style="list-style-type: none">年少者（18歳未満）の入場禁止、表示の掲出	<ul style="list-style-type: none">風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
神奈川県遊技場協同組合	<ul style="list-style-type: none">年少者（18歳未満）の入場禁止、表示の掲出	<ul style="list-style-type: none">風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

神奈川県青少年健全育成推進業界協議会

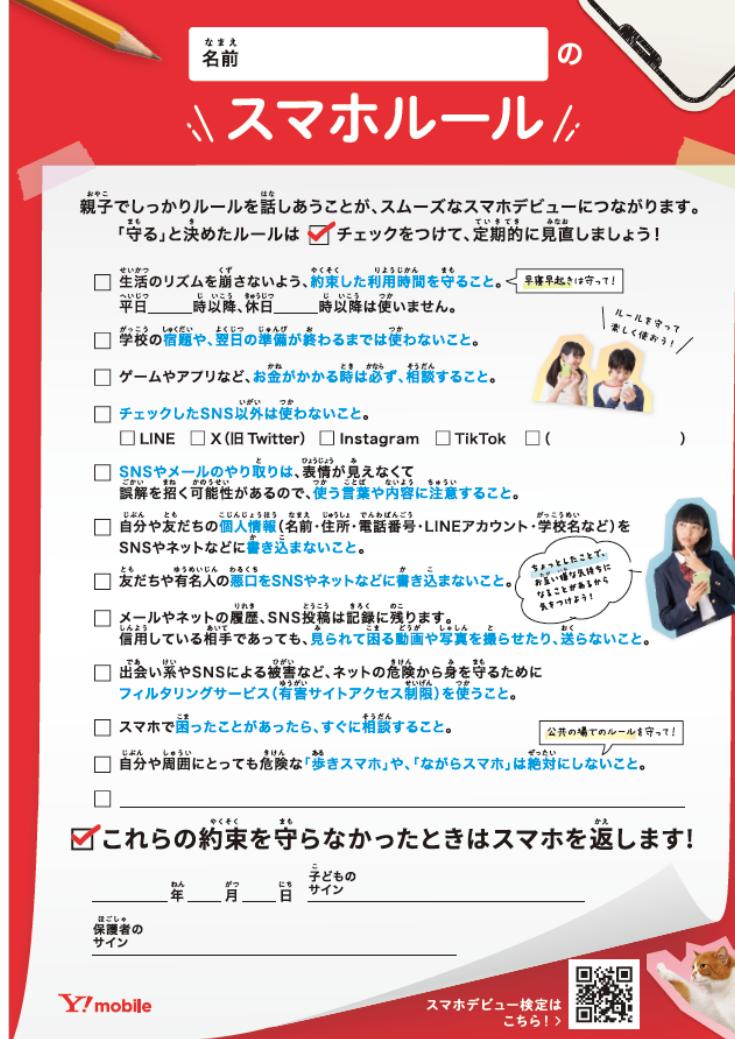
関係業界における自主規制等の推進、普及啓発の連携

神奈川県印刷工業組合	・ピンクチラシ等の印刷受注の自粛	
神奈川県理容生活衛生同業組合	・有害図書類の備え付けの自粛	
神奈川県美容業生活衛生同業組合	・有害図書類の備え付けの自粛	
神奈川県自動車整備振興会	・不正改造車排除の推進	
神奈川県自転車商協同組合	・パンク修理剤の管理の徹底	
神奈川県飲食業生活衛生同業組合	・酒類、たばこ提供時の年齢確認	・二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止二関スル法律 ・二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止二関スル法律 ・神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例
日本フランチャイズチェーン協会	・酒類、たばこ提供時の年齢確認 ・自販機への成人識別装置導入の促進 ・有害図書類の区分陳列の実施および閲覧、販売防止 ・近隣の迷惑となる店頭でのたむろ（集会）の防止	・二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止二関スル法律 ・二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止二関スル法律 ・神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例
日本複合カフェ協会	・年齢確認および利用時間の制限(16歳未満は午後8時以降、18歳未満は午後10時以降認めない) ・18歳未満はフィルタリング席利用 ・20歳未満の喫煙飲酒防止対策、補導活動への協力 ・有害図書類の区分陳列、 ・薬物、可燃物、危険物の持ち込み禁止など (日本複合カフェ協会運営ガイドラインより)	神奈川県青少年保護育成条例 神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例
電気通信事業者協会	・携帯電話等における有害サイトアクセス制限サービスの普及と促進 ・子供向け端末の普及、促進 ・家庭でのルールづくりの推進 ・「青少年への携帯電話等フィルタリングサービスの加入奨励に関する指針」の作成、運用	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律 電気通信事業法 神奈川県青少年保護育成条例
日本フードサービス協会	・たばこ、酒類提供時の年齢確認の実施 ・20歳未満の飲酒(+飲酒運転)お断りステッカーの作成と配布	・二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止二関スル法律 ・二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止二関スル法律 ・神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例
一般社団法人日本连锁ラッグストア協会神奈川支部	・酒類・たばこ提供時の年齢確認	・二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止二関スル法律 ・二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止二関スル法律 ・神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例

2 普及啓発

民間団体の協力

ソフトバンク株式会社が発行する「全国統一スマホデビュー検定」の事業を後援、チラシの配布等で協力



3 地域活動

3 地域活動

青少年指導員の委嘱

- ・ 神奈川県の青少年指導員は、市町村長または市町村教育長等から推薦のあった方を、2年の任期で知事が委嘱（各市町村でも委嘱）
- ・ 知事が委嘱する唯一の青少年育成関係者
- ・ 主な活動
 - レクリエーションやスポーツ活動
 - 青少年に望ましい地域づくりのためのパトロール
 - 社会環境実態調査
 - 青少年指導者の育成 など
- ・ 平成22年10月の条例改正により、神奈川県青少年保護育成条例に位置づけられた。
- ・ 青少年指導員の委嘱状況（令和7年4月1日時点）
第29期（令和6・7年度）委嘱数4,906名



3 地域活動

青少年指導員の活動



出典：川崎市、三浦市のHP

社会環境実態調査の概要

	概要	備考
調査目的	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年の健全育成に影響の大きい各種営業や媒体の販売状況等の実態を把握 ・地域の環境浄化の取組 ・条例改正に向けた基礎データの取得 ・条例改正後の遵守状況の把握 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・23時～4時までの青少年の利用制限 ・青少年にとって有害な施設であれば条例に基づき有害役務提供施設指定 ・児童買春や性犯罪など福祉犯の温床となるのを防ぐ
開始年度	昭和51年度	
調査対象店舗	<ul style="list-style-type: none"> ・カラオケ ・インターネットカフェ、まんが喫茶 ・書店、古書店 ・コンビニエンスストア ・複合店、映像、ゲームソフト取扱店（Z区分ゲームソフト） ・ドラッグストア 	<ul style="list-style-type: none"> ・深夜営業している施設 ・個室等営業施設（内鍵が閉まる個室） ・有害役務提供施設（JKリフレなど）、風営法対象施設は除いている
調査者	青少年育成関係者（ 青少年指導員 、青少年相談員等）や市町村職員が対象店舗を訪問し、聞き取りや視認	
調査時期	7月から9月までの3か月間	こども家庭庁の主唱する「青少年の非行・被害防止全国強調月間（7月）」を含む

社会環境実態調査の概要

調査対象店舗	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
カラオケボックス	31	25	—	46	81
インターネットカフェ・まんが 喫茶	—	24	76	77	—
書店	227	8	—	61	60
古書店	—	1	—	—	
複合店、映像・ゲームソフト取 扱店	—	20	—	59	52
コンビニエンスストア	—	7	—	187	—
ドラッグストア	—	—	212	69	—
計	258	85	288	499	193

3 地域活動

青少年指導員の広報

つ ば さ
令和7年9月(1)
第73号
- 2025年9月 -
発行 神奈川県青少年指導員連絡協議会
発行者 辻見 伸一
連絡先 神奈川県青少年課

活動の柱
1 青少年の体験活動の促進
2 青少年団体の育成と支援
3 青少年に望ましい地域づくり
4 青少年に関する相談と対応
5 青少年に関する調査と情報提供

神奈川県青少年指導員だより

深 謝

神奈川県青少年指導員連絡協議会 会長 辻見 伸一（横浜地域）

各地域の青少年指導員の皆様方におかれましては、日ごろから青少年の健全育成にご尽力を頂き、誠にありがとうございます。

まずは、青少年指導員として活動して頂ける方が減少しているとのお言葉を色々な場面でお聞きしている中で、多種にわたって地域でイベント等を計画・実行して頂けていることや県主催の行事等に参加して頂いていることに感謝申し上げます。

近年は青少年を取り巻く環境が著しく変化したことにより、私達青少年指導員としての多岐にわたる活動にも少しずつ変化がでてきていることと思いますが、将来を担う青少年が夢や希望を抱いて成長し、いつまでも笑顔が絶えないように少しでもサポートして頂ければと思っております。

なお、今年度は改選期になりますが、次年度以降も引き続き青少年指導員として地域での活動を盛り上げて頂ければと願っています。最後になりますが、皆様方の今後のご健勝とご活躍を祈念して挨拶とさせて頂きます。

互いを認め合う広い心を持って

副会長 岸 真介（川崎地域）

青少年の健全育成の推進につきましては、県下指導員の皆様のご尽力に感謝申し上げます。

ウクライナ・ガザ地区の戦争や、一国のリーダーの言動が世界を変えるということを子どもたちにどう説明しようか悩んでいました。しかし最近、思春期の子どもを持つ保護者の方とお話しした際、子どもが興味を持ったという報告を受け、安心しました。不平等で不合理的なことが多い世界ですが、互いを認め合う広い心を持って子どもたちと付き合って行きたいと思います。

いっぱい笑って楽しみましょう

副会長 萩原 正恵（県央地域）

29期青少年指導員活動も1年目があっという間に過ぎました。

副会長としての役目が出来たか疑問ですが、周りの皆様に支えられて頑張ってもらいました。2年目に入り新たな出発です。コロナの声も遠くなりました。油断は禁物ですが、各地区でも子どもたちとのふれあいが多くなると思います。若いエネルギーをいっぱいも私自身を磨きたいです。楽しく笑顔で行きましょう！

第56回神奈川県青少年指導員大会のお知らせ

令和7年11月29日（土）13時から、茅ヶ崎市民文化会館にて開催します。

今大会のテーマは、「～楽笑～“楽し”つなげよう人と人“笑顔”で広げよう地域の輪と和」です。

県内各地域より大勢の青少年指導員の方々が一堂に会する機会となりますので、皆様ぜひとも奮ってご参加くださるようお願いいたします。



3 地域活動

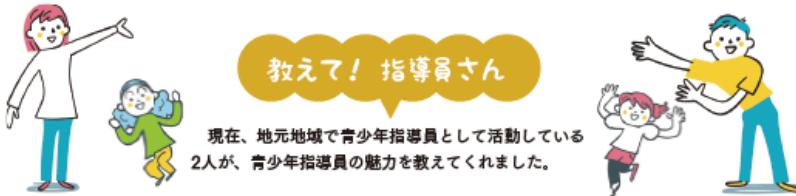
青少年指導員の広報（シティリビング：川崎、横浜のオフィスで働く女性に向けた広報誌）

地域のお祭りやイベントで活躍！ 子どものみらいを育むボランティア

～もっと知ってほしい～

あなたのまちの青少年指導員のこと

県や市町村から委嘱を受け、各地域を中心にボランティア等として活動している「青少年指導員」。青少年（小学生～高校生）の体験活動の指導をはじめ、子ども会や地域のイベントの企画・運営参加、ジュニアリーダーの育成など、各地域でさまざまな活動をしています。神奈川県全体の青少年健全育成活動や地域環境づくりに協力している青少年指導員は、県内33市町村で約4,900人。意外と身近な青少年指導員の活動をちょっとのぞいてみませんか。



みんなで育てる大切さを感じて

この活動で、子どもも大人も周囲とつながって過ごす時間は、とてもいい経験です。いろんな大人に囲まれて、良いところ悪いところを見ながら育っていくことが大事だと思います。みんながちょっとずつ何かできることを地域でやっていきたいなあ。



横浜市旭区青少年指導員活動部会長・松本雄一郎さん。写真はよこはま動物園ズーラシアでのこども写生大会の様子

子どもたちの笑顔が最高！

活動を通して、わが子と同世代の子どもと関わる、違う価値観や考え方で触れられるのがいいですね。地域の活動に出てくる子どもたちの笑顔は最高。それぞれの地域で触れ合える場があるので、どんどんみんなに参加してほしいです。



厚木市青少年指導員の神崎夏希さん。写真は七沢自然ふれあいセンターでの野外指導者養成講習会の様子



3つの輪が家庭・学校・
地域社会を表す神奈川県
青少年指導員のマーク



活動できるときにできる範囲で

仕事や育児に忙しい中、助け合いながら「できるときに」「できる範囲で」時間を作りくりし、活動に携わっている人も多いそう。活動を通じて、普段は接する事のない地域の人たちと新たなつながりができるのも魅力です。地域の子どもたちのために、あなたも青少年指導員として活動してみませんか。



青少年指導員の詳細は
コチラ

11・12月開催の地域イベントに青少年指導員が参加します

青少年指導員も参加する、11・12月に開催される県内各地のイベントを紹介。

家族や友人を誘って出かけませんか。詳細は、イベント名で検索を。

横浜市港南区	11/1(土)	こうなん子どもゆめワールド2025「チャレンジ・ザ・ゲーム」
横浜市磯子区	11/9(日)	いそごこどもまつり2025
横須賀市	11/16(日)	わんぱくフェスティバル2025
山北町	12/14(日)	ライブ・イン・山北2025
藤沢市	12/21(日)	JUMP UP U-20 WINTER CONCERT



県のたより投稿写真募集中！

詳細はコチラ▶▶▶



4 青少年関係団体の支援

4 青少年関係団体の支援

神奈川県子ども会連絡協議会

子どもの地域活動の活性化を図るため、神奈川県子ども会連絡協議会が実施する青少年指導者の育成事業に対し、事業費の一部を補助（令和7年度交付決定額 125万円）

- ・子どもたちの活動をサポートするジュニア・ユースリーダーの研修、県子ども会大会の参加等



4 青少年関係団体の支援

一般社団法人日本ボーイスカウト神奈川連盟
神奈川県知事が連盟長を務める



4 青少年関係団体の支援

公益財団法人 神奈川県少年少女育成指導協会

青少年作品展・青少年主張コンクールで後援、神奈川県知事賞



青少年の健全育成（今後の取組の方向性（案））

①少年非行（昭和30年～）

〈現状〉

少年非行は減少しつつも一定数の不良行為は存在

〈今後の方向性〉

深夜外出の禁止、喫煙飲酒の防止の普及啓発及び有害な環境等に対しての立入調査を継続

②性被害・インターネット（平成後期～令和）

〈現状〉

子どもがSNSから犯罪被害やトラブルにあっている

〈今後の方向性〉

民間団体とも協力し、子ども、学校、保護者に対して、犯罪被害やトラブル回避に関する普及啓発

③当事者（子ども）目線（令和～）

〈現状〉

今後、子どもたちの視点を尊重し、自尊心を育む環境を整える必要がある

〈今後の方向性〉

子ども参加型プログラムの推進することで自尊心向上や自分の考えを表明する機会の提供

子ども参加型プログラムのアイディア

(仮称) かながわ青少年みらいゼミ

《概要》

○県内各地域を年度ごとに順番に回り、青少年が自分自身のことを考え、表明し、実行できることをテーマに（例 スマホ・SNSの使い方など）**グループワークを中心としたイベントを実施**

ポイント

- 多世代間が交流できるグループワーク：子どもを中心に地域の大人も一緒に考え、意見交換を実施する。
- 子どもが地域の大人に対して自分の意見を発表する機会を提供。（実施時期は夏休み期間の**8月上旬**を想定）

	内 容	実施場所
概要	<p>①事前ワーク ・テーマに沿った教材資料、ワークシートを参加者に事前送付</p> <p>②子ども4人、大人2人、大学生ファシリテーター1人のグループ（計5グループ） →グループワーク中心のイベントで、より深い議論を実施 ※中高生や大学生の試験時期などを考慮し、8月上旬を想定</p> <p>③グループワーク、ポスターセッションによる発表 ・好評であったR7みらいフォーラムの手法を踏襲して、大人、子どもの多世代間で意見交換を行う ・生徒の発表に対し、大人と大学生はコメント・質問を行い、双方向のやりとりを行うことで、テーマへの深い理解に繋げる</p> <p>④講師または有識者による座学・講評</p>	アクセスのよい 大学等の教室 または 貸し会議室など

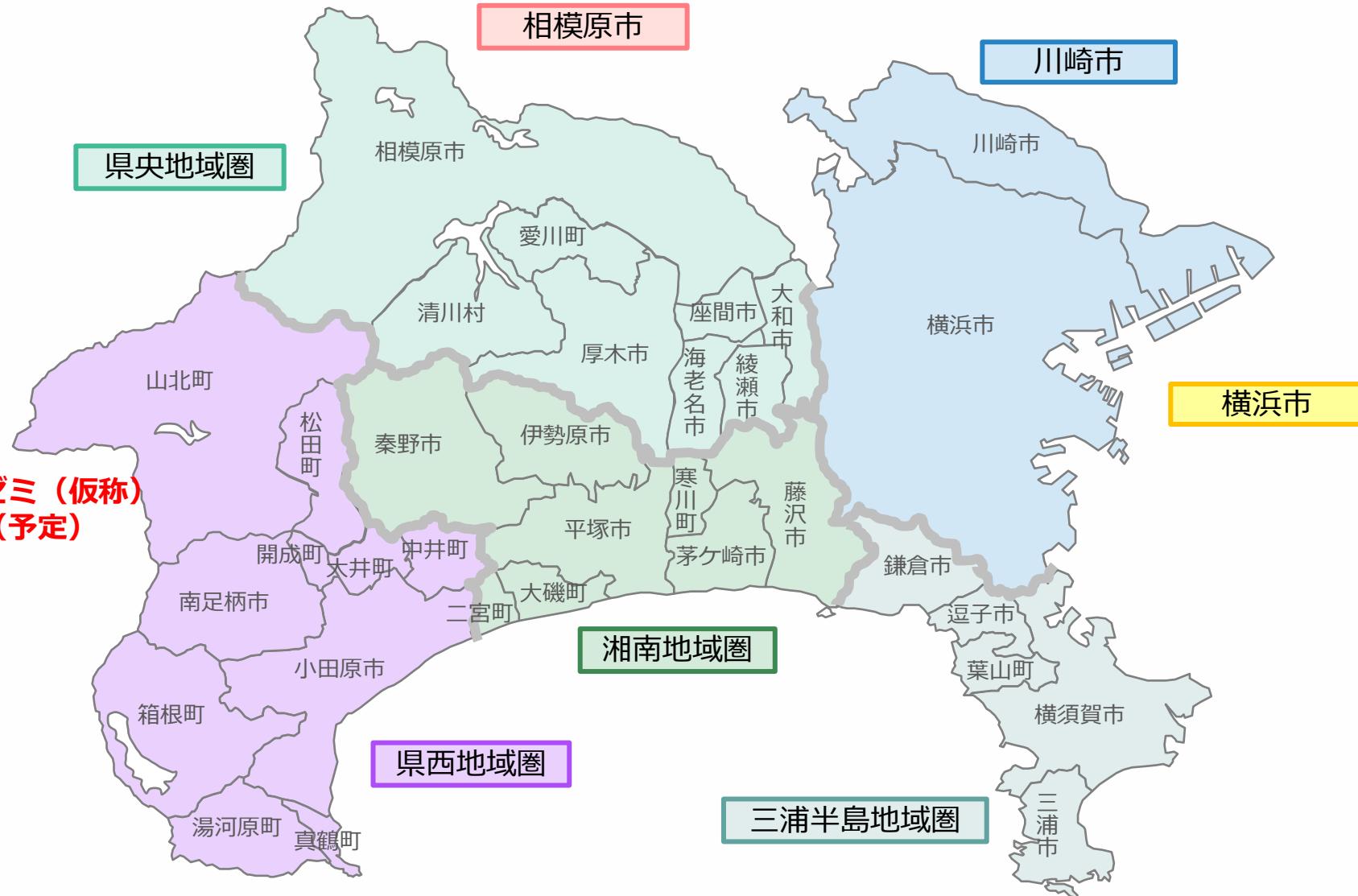
<当日プログラムイメージ>

時間	場所：大学の教室や貸し会議室
10分	挨拶とテーマ説明（職員対応）
15分	テーマに関する座学
100分	グループワーク (5グループ程度を想定)
30分	発表資料作成（模造紙1枚）
30分	生徒によるポスターセッション
20分	講師による講評

開催地域について

みらいフォーラム
R5 海老名市
R7 横浜市

- かながわ青少年みらいゼミ（仮称）**
- R 8 横須賀三浦地域（予定）**
- R 9 県西地域**
- R 10 相模原市**



1.スマホ、SNS依存・ゲーム課金

子ども全員に関係するテーマで、みらいフォーラムでもっとも関心が高かったテーマ

2.ネット・SNSを介した性被害

被害に遭うだけでなく、同世代間におけるリベンジポルノなど加害者になることも

3.ネット・SNS上のいじめ・誹謗中傷

子どもにとって身近なテーマであり、被害者、加害者どちらにもなりうる

4.ネット上のフェイクニュース・生成AIとの関わり方

今回のみらいフォーラムアンケートで参加者からの希望あり

※上記テーマから複数を選ぶことを想定。

ご清聴ありがとうございました